# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月２５日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 小森 康正

１ 概要及び日程等

（１）調達件名及び数量

令和９年度　宮崎労働局管理９官署で使用する電力供給契約

（２）履行期間又は履行期限

令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）まで

（３）履行場所

仕様書による。

年間使用予定電力量　５５８，１３１ｋＷｈ

（４）契約方法

一般競争入札(最低価格落札方式)

（５）入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで

（６）競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和８年１２月２２日（火）１７時００分

（７）入札書の提出期限

令和８年１２月２２日(火)１７時００分

（８）開札の日時及び場所

令和８年１２月２３日(水)１０時００分

宮崎労働局総務部総務課会議室

２ 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒880－0805　宮崎市橘通東３丁目１番 22 号　宮崎合同庁舎５階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係　電話 0985－38－8820

上記の交付場所、宮崎労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

宮崎労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/）

「お役立ち情報」→「調達・売払情報」→「入札情報」→「2026 年度」

電子調達システムのＵＲＬ　https://www.p-portal.go.jp/

３ 競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」でＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（４）資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（６）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。

（７）入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※　労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（８）開札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（９）入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。

(10) 過去１年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。

②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。

③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。

④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。

(11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(12) 電気事業法第２条第２項の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(13) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、入札適合条件を満たす者であること。

４　入札方法等

（１）入札方法

最低価格落札方式による。

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙による入札を認める。

５　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、（３）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に違反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否

要。

（６）落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（７）手続における交渉の有無

無

（８）その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

# 入　札　説　明　書

「令和９年度　宮崎労働局管理９官署で使用する電力供給契約」の入札については、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官　宮崎労働局総務部長　小森　康正

２　競争入札に付する事項

（１）調達件名

令和９年度　宮崎労働局管理９官署で使用する電力供給契約

（２）履行期間又は履行期限

令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）まで。

（３）履行場所

仕様書による。

（４）入札方法

ア　最低価格落札方式による。

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　また、入札金額の内訳を記載した入札書別紙を提出すること。

（５）入札保証金及び契約保証金

免除する。

３　電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、ＦＡＸ及び電子メールによる提出は認められない。

４　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」でＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
（４）資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（６）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。
（７）入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
※　労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
（８）入札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
（９）入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
（10）過去１年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
（11）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
（12）電気事業法第２条第２項の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
（13）二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、入札適合条件を満たす者であること。

５　入札に関する質問
（１）この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
ア　提出期限
令和８年１２月１５日（火）１７時００分
イ　提出先
〒880-0805　宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係
電話番号：０９８５－３８－８８２０
メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

ウ　提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。

（２）質問に対する回答は、「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6　入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

（１）競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限
令和８年１２月２２日（火）１７時００分

（２）提出書類
ア　電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。
（ア）入札参加届（兼自己申告書）（入札様式１）
（イ）資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
（ウ）暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式２）
（エ）適合証明書（入札様式４）
（オ）上記「適合証明書」に記載する適合条件を満たすことを証明する書類
（カ）証明書類又は届出書の写し（電気事業者法第２条第２項の規定に基づくもの）
イ　紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。
（ア）電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式３）

（３）提出方法及び提出場所
ア　電子調達システムによる場合
上記（２）に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。
電子調達システムのＵＲＬ　https://www.p-portal.go.jp/
イ　紙入札方式による場合
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記５（１）イの場所に提出すること。

7　入札書の提出について

（１）提出期限
令和８年１２月２２日（火）１７時００分

（２）提出書類
ア　入札書（紙入札方式による場合、入札様式５）
イ　入札書別紙
ウ　委任に関する届出書（紙入札方式用）（入札様式６）（代理人により紙入札する場合のみ）
エ　再度入札を希望する場合は、それぞれの封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにする。

（３）提出方法及び提出場所

上記６（３）と同様とする。

８　落札者の決定方法

（１）本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

10　開札の日時及び場所

（１）開札日時

令和８年１２月２３日（水）１０時００分

（２）開札場所

宮崎労働局総務部総務課会議室

11　その他

（１）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

（２）入札に係る注意事項

ア　入札書について

（ア）入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価：月額)、使用電力量に対する単価（電力量料金単価：同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。)、及び再エネ使用電力量に対する単価（再エネ使用電力量料金単価：同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定電力使用量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

（イ）入札金額は当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件を基に算定した金額とし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電力の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

（ウ）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、需要場所ごとに見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額の合計を入札書に記載すること。

（エ）入札書に記載する金額については、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込んだ金額とすること。

イ　入札書別紙について

各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価：月額)、使用電力量に対する単価（電力料金単価：同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができ

る。）及び再エネ対象使用電力量に対する単価（再エネ使用電力量料金単価：同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる）を記載すること。

ウ　入札者は、提出した入札書を引換え、変更し、又は取消すことはできない。

エ　理由の如何によらず、入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

オ　次に該当する場合の入札は、無効とする。

（ア）指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

（イ）紙入札方式によっては、記名のない入札書又は要領を得ない入札書

（ウ）紙入札方式によっては、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（エ）本注意事項の各号に反する入札

（オ）その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

（カ）上記６（２）ア（ウ）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（キ）競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

オ　上記８の落札方法により落札となるべき同数値の入札をした者があるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

カ　再度入札

（ア）開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

（イ）再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

（３）仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

（４）契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は、省略ができないので留意すること。

ア　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ　押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

12　入札等に関する問い合わせ先

〒８８０－０８０５　宮崎市橘通東３丁目１番 22 号　宮崎合同庁舎５階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：０９８５－３８－８８２０

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

◎　様式等

・入札様式１　入札参加届（兼自己申告書）

・入札様式２　暴力団等に該当しない旨の誓約書

・入札様式３　電子入札案件の紙入札方式での参加について

・入札様式４　適合証明書
・入札様式５　入札書（紙入札方式用）
・入札様式６　委任に関する届出書（紙入札方式用）

# 入札関係書類受領書　（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

＜宛　先＞
〒880-0805　宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階
宮崎労働局総務部総務課　会計第１係
MAIL：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

| | |
|---|---|
| 入札案件　名称 | 令和９年度　宮崎労働局管理各９官署で使用する電力供給契約 |

| | | |
|---|---|---|
| 受領日<br>（ダウンロード日） | | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業所 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 担当者 | 氏　名 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |
| 参加入札方式（予定） | | □電子調達システム<br>（いずれかにチェック）<br>□紙入札 |

入札様式１

# 入 札 参 加 届（兼 自 己 申 告 書）
## 【電 子 入 札・紙 入 札 共 通】

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　殿

届出人　　住　　所
名　　称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

１　入札件名　　令和９年度　宮崎労働局管理各９官署で使用する電力供給契約

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

（１）令和７・８・９年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
【　物品の販売　】　の等級　　（　　）等級

（２）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない。　　はい　・　いいえ

（３）入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
はい　・　いいえ

（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。　　はい　・　いいえ

（５）社会保険等に加入し、入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がない。
はい　・　いいえ

（６）入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
はい　・　いいえ

（７）障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。　　はい　・　いいえ

（８）過去１年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難であって当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
はい　・　いいえ

【添付書類】
①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式２）

入札様式２

# 暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。

※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

（別添）

法人（個人）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 役職名 | フリガナ<br>氏名 | 生年月日 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

入札様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　殿

届出人
住　所
名　称
入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

１　入札案件名

令和９年度　宮崎労働局管理各９官署で使用する電力供給契約

２　電子調達システムでの参加ができない理由

入札様式４

令和　　年　　月　　日

# 適 合 証 明 書

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

１ 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

| 開示方法 | 番号 |
|---|---|
| ①ホームページ　②パンフレット　③チラシ<br>④その他（　　） | |

２ 令和６年度の状況(別紙を参照に記載)

| | 項目 | 自社の基準値 | 点数 |
|---|---|---|---|
| ① | 令和６年度１ｋＷｈあたりの二酸化炭素排出係数<br>(単位：ｋｇ－ＣＯ２/ｋＷｈ) | | |
| ② | 令和６年度の未利用エネルギー活用状況 | | |
| ③ | 令和６年度の再生可能エネルギー導入状況 | | |
| | 項目 | 取組の有無 | 点数 |
| ④ | 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 | | |
| ①　～　④の合計点数 | | | |

(注１)１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から１年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から１年以内に限る。)を「番号」欄に記載すること。
(注２)２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。
(注３)１の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、２の合計点数 が７０点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
(注４)１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

# 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1　条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、 かつ、①令和６年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度の未利用エネルギー利用状況、③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が７０点以上であること。

| 要素 | 区分 | 配点 |
|---|---|---|
| ① 令和６年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位：kg-CO2/kWh) | 0.000　以上　0.400　未満 | 70 |
| | 0.400　以上　0.425　未満 | 65 |
| | 0.425　以上　0.450　未満 | 60 |
| | 0.450　以上　0.475　未満 | 55 |
| | 0.475　以上　0.500　未満 | 50 |
| | 0.500　以上　0.520　未満 | 45 |
| | 0.520　以上 | 0 |
| ② 令和６年度の未利用エネルギー活用状況 | 0.675% 以上 | 10 |
| | 0%超　0.675%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ③ 令和６年度の再生可能エネルギー導入状況 | 15.00% 以上 | 20 |
| | 8.00%以上　15.00%　未満 | 15 |
| | 3.00%以上　8.00%　未満 | 10 |
| | 0%　3.00%　未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組<br>地域における再エネの創出・利用の取組 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や 非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期(事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

（表）「各用語の定義」

| 用　　語 | 定　　義 |
|---|---|
| ① 令和６年度１ｋＷｈ当たりの二酸化炭素排出係数 | 「令和６年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。<br>令和６年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの)<br>１．新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。<br>２．温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は 、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。 |
| ② 令和６年度の未利用エネルギー活用状況 | 未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和６年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。<br><br>令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（ｋＷｈ）を令和６年度の供給電力量（需要端）（ｋＷｈ）で除した数値<br><br>（算定方式）<br><br>令和６年度の未利用エネルギーの活用状況（％）<br>$= \frac{\text{令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）}} \times １００$<br><br>１．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。<br>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。<br>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発 |

| | |
|---|---|
| | 電分とする。<br><br>２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。<br>① 工場等の廃熱又は排圧<br>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年度法律第１０８号）（以下「ＦＩＴ法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）<br>③ 高炉ガス又は副生ガス<br><br>３．令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。<br><br>４．令和６年度の供給電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。 |
| ② 令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況 | 化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から令和６年度の供給電力量に占める令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。<br>令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を令和６年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。<br><br>（算定方式）<br>令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）<br>$= \frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用料（送電端）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）}} \times １００$<br><br>１.令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端 )(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、① から⑤は令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。<br>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気セットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量(送電端(kWh))<br>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh) |

| | |
|---|---|
| | ③　Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)<br>④　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)<br>⑤　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量(kWh)<br><br>２.再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。 |
| ③　省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組<br>地域における再エネの創出・利用の取組 | 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。<br>具体的な評価内容として、<br>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること<br>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること<br>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること<br>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること<br><br>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 |

※この表の定義は、「入札様式４」及び「入札様式４－別紙」にのみ適用する。

入札様式５

# 入 札 書（紙 入 札 業 者 用）

調達件名　　令和９年度　宮崎労働局管理９官署で使用する電力供給契約

入札金額　￥

※消費税及び地方消費税は含まない。
※入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」の合計と一致すること。

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　殿

住　　所

商号又は名称

代表者氏名又は代理人の氏名

入札書別紙①

宮崎労働基準監督署

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 25 | | | 2,010 | | | 804 | | | |
| 令和９年　５月 | 25 | | | 2,258 | | | 904 | | | |
| 令和９年　６月 | 25 | | | 2,661 | | | 1,065 | | | |
| 令和９年　７月 | 25 | | | 4,500 | | | 1,800 | | | |
| 令和９年　８月 | 25 | | | 3,911 | | | 1,565 | | | |
| 令和９年　９月 | 25 | | | 3,663 | | | 1,466 | | | |
| 令和９年　１０月 | 25 | | | 2,837 | | | 1,135 | | | |
| 令和９年　１１月 | 25 | | | 1,916 | | | 767 | | | |
| 令和９年　１２月 | 25 | | | 2,653 | | | 1,062 | | | |
| 令和１０年　１月 | 25 | | | 3,243 | | | 1,298 | | | |
| 令和１０年　２月 | 25 | | | 2,693 | | | 1,078 | | | |
| 令和１０年　３月 | 25 | | | 2,400 | | | 960 | | | |
| 小　計 | | | | 34,745 | | | 13,904 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙②

延岡労働総合庁舎

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 56 | | | 5,017 | | | 2,007 | | | |
| 令和９年　５月 | 56 | | | 5,840 | | | 2,336 | | | |
| 令和９年　６月 | 56 | | | 7,244 | | | 2,898 | | | |
| 令和９年　７月 | 56 | | | 10,741 | | | 4,297 | | | |
| 令和９年　８月 | 56 | | | 10,099 | | | 4,040 | | | |
| 令和９年　９月 | 56 | | | 9,515 | | | 3,806 | | | |
| 令和９年　１０月 | 56 | | | 7,114 | | | 2,846 | | | |
| 令和９年　１１月 | 56 | | | 4,577 | | | 1,831 | | | |
| 令和９年　１２月 | 56 | | | 6,288 | | | 2,516 | | | |
| 令和１０年　１月 | 56 | | | 7,062 | | | 2,825 | | | |
| 令和１０年　２月 | 56 | | | 6,338 | | | 2,536 | | | |
| 令和１０年　３月 | 56 | | | 6,075 | | | 2,430 | | | |
| 小　計 | | | | 85,910 | | | 34,368 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙③

日南労働基準監督署

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 17 | | | 1,165 | | | 466 | | | |
| 令和９年　５月 | 17 | | | 1,168 | | | 468 | | | |
| 令和９年　６月 | 17 | | | 1,688 | | | 676 | | | |
| 令和９年　７月 | 17 | | | 2,934 | | | 1,174 | | | |
| 令和９年　８月 | 17 | | | 2,060 | | | 824 | | | |
| 令和９年　９月 | 17 | | | 2,033 | | | 814 | | | |
| 令和９年　１０月 | 17 | | | 1,806 | | | 723 | | | |
| 令和９年　１１月 | 17 | | | 1,201 | | | 481 | | | |
| 令和９年　１２月 | 17 | | | 1,378 | | | 552 | | | |
| 令和１０年　１月 | 17 | | | 1,442 | | | 577 | | | |
| 令和１０年　２月 | 17 | | | 1,291 | | | 517 | | | |
| 令和１０年　３月 | 17 | | | 1,144 | | | 458 | | | |
| 小　計 | | | | 19,310 | | | 7,730 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙④

宮崎公共職業安定所

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 71 | | | 7,857 | | | 3,143 | | | |
| 令和９年　５月 | 71 | | | 8,437 | | | 3,375 | | | |
| 令和９年　６月 | 71 | | | 9,322 | | | 3,729 | | | |
| 令和９年　７月 | 71 | | | 14,355 | | | 5,742 | | | |
| 令和９年　８月 | 71 | | | 14,366 | | | 5,747 | | | |
| 令和９年　９月 | 71 | | | 13,751 | | | 5,501 | | | |
| 令和９年　１０月 | 71 | | | 10,873 | | | 4,350 | | | |
| 令和９年　１１月 | 71 | | | 6,738 | | | 2,696 | | | |
| 令和９年　１２月 | 71 | | | 7,586 | | | 3,035 | | | |
| 令和１０年　１月 | 71 | | | 8,954 | | | 3,582 | | | |
| 令和１０年　２月 | 71 | | | 7,965 | | | 3,186 | | | |
| 令和１０年　３月 | 71 | | | 7,745 | | | 3,098 | | | |
| 小　計 | | | | 117,949 | | | 47,184 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑤

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 72 | | | 6,782 | | | 2,713 | | | |
| 令和９年　５月 | 72 | | | 7,254 | | | 2,902 | | | |
| 令和９年　６月 | 72 | | | 7,709 | | | 3,084 | | | |
| 令和９年　７月 | 72 | | | 13,121 | | | 5,249 | | | |
| 令和９年　８月 | 72 | | | 11,353 | | | 4,542 | | | |
| 令和９年　９月 | 72 | | | 9,859 | | | 3,944 | | | |
| 令和９年　１０月 | 72 | | | 7,993 | | | 3,198 | | | |
| 令和９年　１１月 | 72 | | | 6,550 | | | 2,620 | | | |
| 令和９年　１２月 | 72 | | | 8,717 | | | 3,487 | | | |
| 令和１０年　１月 | 72 | | | 9,719 | | | 3,888 | | | |
| 令和１０年　２月 | 72 | | | 8,290 | | | 3,316 | | | |
| 令和１０年　３月 | 72 | | | 7,496 | | | 2,999 | | | |
| 小　計 | | | | 104,843 | | | 41,942 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑥

日向公共職業安定所

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 28 | | | 2,108 | | | 844 | | | |
| 令和９年　５月 | 28 | | | 3,205 | | | 1,282 | | | |
| 令和９年　６月 | 28 | | | 3,809 | | | 1,524 | | | |
| 令和９年　７月 | 28 | | | 5,146 | | | 2,059 | | | |
| 令和９年　８月 | 28 | | | 4,945 | | | 1,978 | | | |
| 令和９年　９月 | 28 | | | 4,676 | | | 1,871 | | | |
| 令和９年　１０月 | 28 | | | 3,596 | | | 1,439 | | | |
| 令和９年　１１月 | 28 | | | 1,969 | | | 788 | | | |
| 令和９年　１２月 | 28 | | | 2,569 | | | 1,028 | | | |
| 令和１０年　１月 | 28 | | | 3,141 | | | 1,257 | | | |
| 令和１０年　２月 | 28 | | | 2,716 | | | 1,087 | | | |
| 令和１０年　３月 | 28 | | | 2,362 | | | 945 | | | |
| 小　計 | | | | 40,242 | | | 16,102 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑦

日南公共職業安定所

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 21 | | | 2,311 | | | 925 | | | |
| 令和９年　５月 | 21 | | | 2,408 | | | 964 | | | |
| 令和９年　６月 | 21 | | | 2,625 | | | 1,050 | | | |
| 令和９年　７月 | 21 | | | 3,796 | | | 1,519 | | | |
| 令和９年　８月 | 21 | | | 3,619 | | | 1,448 | | | |
| 令和９年　９月 | 21 | | | 3,470 | | | 1,388 | | | |
| 令和９年　１０月 | 21 | | | 2,923 | | | 1,170 | | | |
| 令和９年　１１月 | 21 | | | 2,295 | | | 918 | | | |
| 令和９年　１２月 | 21 | | | 2,902 | | | 1,161 | | | |
| 令和１０年　１月 | 21 | | | 3,026 | | | 1,211 | | | |
| 令和１０年　２月 | 21 | | | 2,411 | | | 965 | | | |
| 令和１０年　３月 | 21 | | | 2,365 | | | 946 | | | |
| 小　計 | | | | 34,151 | | | 13,665 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑧

高鍋合同庁舎

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 50 | | | 3,925 | | | 1,570 | | | |
| 令和９年　５月 | 50 | | | 4,494 | | | 1,798 | | | |
| 令和９年　６月 | 50 | | | 5,794 | | | 2,318 | | | |
| 令和９年　７月 | 50 | | | 10,053 | | | 4,022 | | | |
| 令和９年　８月 | 50 | | | 9,341 | | | 3,737 | | | |
| 令和９年　９月 | 50 | | | 9,442 | | | 3,777 | | | |
| 令和９年　１０月 | 50 | | | 6,489 | | | 2,596 | | | |
| 令和９年　１１月 | 50 | | | 3,640 | | | 1,456 | | | |
| 令和９年　１２月 | 50 | | | 5,485 | | | 2,194 | | | |
| 令和１０年　１月 | 50 | | | 6,862 | | | 2,745 | | | |
| 令和１０年　２月 | 50 | | | 5,635 | | | 2,254 | | | |
| 令和１０年　３月 | 50 | | | 4,831 | | | 1,933 | | | |
| 小　計 | | | | 75,991 | | | 30,400 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | **④税込金額** | |
| | | | | | | | | | **⑤税抜金額（④×100/110）** | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札書別紙⑨

小林公共職業安定所

| 供給月 | 基本料金 | | | 電力量料金 | | | 再エネ使用電力量料金 | | | 月額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予定契約電力（kW） | 基本料金単価（円／kW） | ①小　計（円） | 予定使用電力量（kWh） | 電力量料金単価（円／kWh） | ②小　計（円） | 対象使用電力量（kWh） | 再エネ使用電力量料金単価（円/kWh） | ③小　計（円） | ①+②+③（1円未満切捨て） |
| 令和９年　４月 | 26 | | | 2,682 | | | 1,073 | | | |
| 令和９年　５月 | 26 | | | 3,125 | | | 1,250 | | | |
| 令和９年　６月 | 26 | | | 3,403 | | | 1,362 | | | |
| 令和９年　７月 | 26 | | | 5,501 | | | 2,201 | | | |
| 令和９年　８月 | 26 | | | 5,061 | | | 2,025 | | | |
| 令和９年　９月 | 26 | | | 4,774 | | | 1,910 | | | |
| 令和９年　１０月 | 26 | | | 3,811 | | | 1,525 | | | |
| 令和９年　１１月 | 26 | | | 2,675 | | | 1,070 | | | |
| 令和９年　１２月 | 26 | | | 3,439 | | | 1,376 | | | |
| 令和１０年　１月 | 26 | | | 3,931 | | | 1,573 | | | |
| 令和１０年　２月 | 26 | | | 3,406 | | | 1,363 | | | |
| 令和１０年　３月 | 26 | | | 3,182 | | | 1,273 | | | |
| 小　計 | | | | 44,990 | | | 18,001 | | | |
| | | | | | | | 年額合計 | | ④税込金額 | |
| | | | | | | | | | ⑤税抜金額（④×100/110） | |

**入札書別紙①～⑨の「⑤税抜金額」を合算したものを「入札金額」とすること。**

※1　力率割引割増がある場合は力率を100%とする。

※2　再エネ使用電力量料金の積算に係る対象使用電力量については、
予定使用電力量の40%（端数繰り上げ）とする。

※3　基本料金、電力量料金及び再エネ使用電力量料金の単価については、
消費税込みで計上すること。なお、単価には小数点以下を含むことができる。

※4　再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価は0を計上すること。

※5　①～③の小計については、小数点第2位までを表示する。
（小数点第3位以下切り捨て）

※6　各月毎の月額合計によって生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※7　本様式を修正する場合は、事前に当局の了承を得ること。

商号又は名称

入札様式６

# 委任に関する届出書

【 紙 入 札 方 式 用 】

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　殿

届出人　住　　所

名　　称

入札有資格者氏名

私は、宮崎労働局が行う入札に関して、『　　』を代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

１　委任事項

（１）入札書の記入に関する事項

（２）入札書の提出に関する事項

（３）その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

２　委任案件

「令和９年度　宮崎労働局管理各９官署で使用する電力供給契約」の入札事案について委任する。

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

# 最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

## 価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

## こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。


契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 宮崎労働局

# 仕　様　書

１　概要

（１）件名　　令和９年度　宮崎労働局管理９官署で使用する電力供給契約

（２）需要場所　　「別紙１－１～別紙１－９」のとおり

（３）業種及び用途　　官公署（事業所）

２　仕様

（１）供給電気方式等

ア　供給電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）　　６，０００ボルト

ウ　計量電圧（標準電圧）　　６，０００ボルト

エ　標準周波数　　６０ヘルツ

オ　受電方式　　１回線受電

カ　蓄熱式負荷設備の有無　　無

キ　太陽光発電設備

延岡労働総合庁舎

【容量】　　１０ｋＷ

【型式等】　　パナソニック　ＶＢＰＣＴＡＯＨ

【始働日】　　令和４年４月２９日

（２）供給電気の種類等

ア　「RE100TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en

イ　契約業者は供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を半期に一度、書面で提出することとする。様式は任意とするが、参考様式を「別紙２」、「別紙３」に掲載する。

（３）予定契約電力、予定使用電力量

ア　予定契約電力　　各官署の予定契約電力は、「別紙１－１～別紙１－９」のとおり。

過去１年間の各月の１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　予定使用電力量　　各官署の予定使用電力量は、「別紙１－１～別紙１－９」のとおり。
月別予定使用電力量は、過去１年間の使用実績に基づくものであり、増減があることを了承すること。

（４）契約期間

自　令和９年４月１日０時　　至　令和１０年３月３１日２４時

（５）電力量等の検針

ア　自動検針装置　　有

イ　電力会社の検針方法　　遠隔自動検針

ウ　電力量計構成　　電力需給用複合計器（通信機能付き）

（６）需給地点、計量地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

「別紙１－１～別紙１－９」のとおり

（７）その他

ア　力率は、自動力率調整装置（延岡労働総合庁舎については、固定力率調整装置）を設置しているため１００％を保持する予定。

イ　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

ウ　当該契約期間内において、予定使用電力量が大幅に変動するような契約施設の拡張及び設備の更新予定はない。

エ　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は１００％とし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

オ　料金その他を計算する場合の単位及びその他の端数処理は次のとおりとする。

（ア）契約電力及び最大需要電力の単位は、１ｋＷとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

（イ）使用電力量の単位は、１ｋＷｈとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

（ウ）力率の単位は、１％とし、その端数は、少数点以下第１位で四捨五入する。

（エ）料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（オ）消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ　その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議を行う。

３　請求及び代金の支払いについて

（１）宮崎労働基準監督署の請求書については、当局からの依頼に基づき、宮崎労働基準監督署と宮崎労働基準監督署２階西側倉庫との書き分けを行うこと。
（２）高鍋合同庁舎の請求書については、当局からの依頼に基づき、高鍋公共職業安定所、宮崎地方法務局高鍋出張所、収入印紙類売捌き所の書き分けを行うこと。
（３）当方の検査職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
（４）請求書の宛名は、宮崎労働局分は「官署支出官　宮崎労働局長」、宮崎地方法務局分は「官署支出官　宮崎地方法務局長」とすること。
（５）当方の支払いは、適法な請求書を受理後、３０日以内に指定された金融機関に振り込むものとする。
（６）代金の請求（請求書の提出）は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとし、遅滞なく下記８の担当部署に行うこと。
（７）仕様書に則って、請求書を提出すること。その際、当局から指示があった場合は、品質保証を客観的に証明する資料を併せて提出すること。

４　検査

検査の結果不合格が生じた場合、受託者は直ちに必要な措置を講じること。

５　問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について速やかに報告すること。

【宮崎労働局 総務部 総務課　会計第一係　電話番号：0985-38-8820】

６　アフターケア

障害発生時は、窓口を一本化して誠意をもって対応すること。

７　その他の注意点

（１）契約締結に当たっては、宮崎労働局、宮崎地方法務局との連名契約となることを了承すること。
（２）本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
（３）落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し出ることはできない。

８　本件担当及び請求書提出先

〒８８０－０８０５　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係　谷川
電話（０９８５）３８－８８２０

# 需　要　場　所　一　覧　①

| 需要場所 | 宮崎労働基準監督署 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県宮崎市丸島町１－１５ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 95 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 25 | 18 | 2,010 |
| 令和９年　５月 | 25 | 8 | 2,258 |
| 令和９年　６月 | 25 | 18 | 2,661 |
| 令和９年　７月 | 25 | 16 | 4,500 |
| 令和９年　８月 | 25 | 23 | 3,911 |
| 令和９年　９月 | 25 | 23 | 3,663 |
| 令和９年　１０月 | 25 | 23 | 2,837 |
| 令和９年　１１月 | 25 | 19 | 1,916 |
| 令和９年　１２月 | 25 | 8 | 2,653 |
| 令和１０年　１月 | 25 | 19 | 3,243 |
| 令和１０年　２月 | 25 | 23 | 2,693 |
| 令和１０年　３月 | 25 | 25 | 2,400 |
| | | 合計 | 34,745 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱５４３キ１９１号柱から宮崎労働基準監督署の構内１号柱に引込んだ引込線と宮崎労働基準監督署の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 宮崎労働基準監督署の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　②

| 需要場所 | 延岡労働総合庁舎 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県延岡市大貫町1-2885-1 | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 300 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 56 | 32 | 5,017 |
| 令和９年　５月 | 56 | 25 | 5,840 |
| 令和９年　６月 | 56 | 29 | 7,244 |
| 令和９年　７月 | 56 | 32 | 10,741 |
| 令和９年　８月 | 56 | 47 | 10,099 |
| 令和９年　９月 | 56 | 52 | 9,515 |
| 令和９年　１０月 | 56 | 53 | 7,114 |
| 令和９年　１１月 | 56 | 37 | 4,577 |
| 令和９年　１２月 | 56 | 24 | 6,288 |
| 令和１０年　１月 | 56 | 35 | 7,062 |
| 令和１０年　２月 | 56 | 56 | 6,338 |
| 令和１０年　３月 | 56 | 56 | 6,075 |
| | | 合計 | 85,910 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱４０１タ３６１号柱から延岡労働総合庁舎の構内１号柱に引込んだ引込線と延岡労働総合庁舎の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 延岡労働総合庁舎の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　　③

| 需要場所 | 日南労働基準監督署<br>宮崎県日南市戸高１丁目３－１７ | | |
|---|---|---|---|
| 受電設備容量<br>（ｋＶＡ） | 100 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 17 | 5 | 1,165 |
| 令和９年　５月 | 17 | 5 | 1,168 |
| 令和９年　６月 | 17 | 5 | 1,688 |
| 令和９年　７月 | 17 | 8 | 2,934 |
| 令和９年　８月 | 17 | 17 | 2,060 |
| 令和９年　９月 | 17 | 13 | 2,033 |
| 令和９年　１０月 | 17 | 16 | 1,806 |
| 令和９年　１１月 | 17 | 8 | 1,201 |
| 令和９年　１２月 | 17 | 5 | 1,378 |
| 令和１０年　１月 | 17 | 13 | 1,442 |
| 令和１０年　２月 | 17 | 11 | 1,291 |
| 令和１０年　３月 | 17 | 12 | 1,144 |
| 予定契約電力<br>（ｋＷ） | 17 | 118 | 19,310 |
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱０５９カ３５２号柱から日南労働基準監督署の構内１号柱に引込んだ引込線と日南労働基準監督署の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 | | |
| 計量地点 | 日南労働基準監督署の構内１号柱 | | |
| 電気工作物の<br>財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 | | |
| 保安上の<br>責任分界点 | 需給地点に同じ | | |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　④

| 需要場所 | 宮崎公共職業安定所 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県宮崎市柳丸町１３１ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 175 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 71 | 31 | 7,857 |
| 令和９年　５月 | 71 | 36 | 8,437 |
| 令和９年　６月 | 71 | 46 | 9,322 |
| 令和９年　７月 | 71 | 46 | 14,355 |
| 令和９年　８月 | 71 | 68 | 14,366 |
| 令和９年　９月 | 71 | 71 | 13,751 |
| 令和９年　１０月 | 71 | 70 | 10,873 |
| 令和９年　１１月 | 71 | 61 | 6,738 |
| 令和９年　１２月 | 71 | 28 | 7,586 |
| 令和１０年　１月 | 71 | 38 | 8,954 |
| 令和１０年　２月 | 71 | 65 | 7,965 |
| 令和１０年　３月 | 71 | 62 | 7,745 |
| | | 合計 | 117,949 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱５４３ウ６６１号柱から宮崎公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と宮崎公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 宮崎公共職業安定所の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑤

| 需要場所 | ハローワークプラザ宮崎 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県宮崎市大塚台西１丁目１－３９ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 350 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷｈ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 72 | 49 | 6,782 |
| 令和９年　５月 | 72 | 35 | 7,254 |
| 令和９年　６月 | 72 | 43 | 7,709 |
| 令和９年　７月 | 72 | 47 | 13,121 |
| 令和９年　８月 | 72 | 53 | 11,353 |
| 令和９年　９月 | 72 | 59 | 9,859 |
| 令和９年　１０月 | 72 | 55 | 7,993 |
| 令和９年　１１月 | 72 | 43 | 6,550 |
| 令和９年　１２月 | 72 | 58 | 8,717 |
| 令和１０年　１月 | 72 | 52 | 9,719 |
| 令和１０年　２月 | 72 | 65 | 8,290 |
| 令和１０年　３月 | 72 | 72 | 7,496 |
| | | 合計 | 104,843 |

| | |
|---|---|
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱５４１ク０２１号柱からハローワークプラザ宮崎の構内１号柱に引込んだ引込線とハローワークプラザ宮崎の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
| 計量地点 | ハローワークプラザ宮崎の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑥

| 需要場所 | 日向公共職業安定所 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県日向市北町２丁目１１ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 80 | | |
| 使用月 | 契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 28 | 18 | 2,108 |
| 令和９年　５月 | 28 | 14 | 3,205 |
| 令和９年　６月 | 28 | 19 | 3,809 |
| 令和９年　７月 | 28 | 20 | 5,146 |
| 令和９年　８月 | 28 | 28 | 4,945 |
| 令和９年　９月 | 28 | 27 | 4,676 |
| 令和９年　１０月 | 28 | 27 | 3,596 |
| 令和９年　１１月 | 28 | 23 | 1,969 |
| 令和９年　１２月 | 28 | 15 | 2,569 |
| 令和１０年　１月 | 28 | 24 | 3,141 |
| 令和１０年　２月 | 28 | 27 | 2,716 |
| 令和１０年　３月 | 28 | 28 | 2,362 |
| | | 合計 | 40,242 |

| | |
|---|---|
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱６８０ケ２４１号柱から日向公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と日向公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
| 計量地点 | 日向公共職業安定所の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑦

| 需要場所 | 日南公共職業安定所 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県日南市吾田西１丁目７－２３ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 100 | | |
| 使用月 | 契約電力（ｋＷ） | 需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 21 | 9 | 2,311 |
| 令和９年　５月 | 21 | 8 | 2,408 |
| 令和９年　６月 | 21 | 11 | 2,625 |
| 令和９年　７月 | 21 | 11 | 3,796 |
| 令和９年　８月 | 21 | 17 | 3,619 |
| 令和９年　９月 | 21 | 19 | 3,470 |
| 令和９年　１０月 | 21 | 21 | 2,923 |
| 令和９年　１１月 | 21 | 14 | 2,295 |
| 令和９年　１２月 | 21 | 11 | 2,902 |
| 令和１０年　１月 | 21 | 14 | 3,026 |
| 令和１０年　２月 | 21 | 16 | 2,411 |
| 令和１０年　３月 | 21 | 16 | 2,365 |
| | | 合計 | 34,151 |

| | |
|---|---|
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱０３６～８９１号柱から日南公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と日南公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
| 計量地点 | 日南公共職業安定所の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑧

| 需要場所 | 高鍋合同庁舎（高鍋公共職業安定所・宮崎地方法務局高鍋出張所） | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字高月８３４０ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 130 | | |
| 使用月 | 契約電力（ｋＷ） | 需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 50 | 33 | 3,925 |
| 令和９年　５月 | 50 | 22 | 4,494 |
| 令和９年　６月 | 50 | 34 | 5,794 |
| 令和９年　７月 | 50 | 37 | 10,053 |
| 令和９年　８月 | 50 | 50 | 9,341 |
| 令和９年　９月 | 50 | 49 | 9,442 |
| 令和９年　１０月 | 50 | 50 | 6,489 |
| 令和９年　１１月 | 50 | 41 | 3,640 |
| 令和９年　１２月 | 50 | 19 | 5,485 |
| 令和１０年　１月 | 50 | 46 | 6,862 |
| 令和１０年　２月 | 50 | 48 | 5,635 |
| 令和１０年　３月 | 50 | 49 | 4,831 |
| | | 合計 | 75,991 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱１０５テ７３２号柱から高鍋合同庁舎の構内１号柱に引込んだ引込線と高鍋合同庁舎の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 高鍋合同庁舎の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑨

| | | | |
|---|---|---|---|
| 需要場所 | 小林公共職業安定所 | | |
| | 宮崎県小林市大字細野３６７－５ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 80 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 26 | 22 | 2,682 |
| 令和９年　５月 | 26 | 11 | 3,125 |
| 令和９年　６月 | 26 | 18 | 3,403 |
| 令和９年　７月 | 26 | 15 | 5,501 |
| 令和９年　８月 | 26 | 26 | 5,061 |
| 令和９年　９月 | 26 | 26 | 4,774 |
| 令和９年　１０月 | 26 | 26 | 3,811 |
| 令和９年　１１月 | 26 | 22 | 2,675 |
| 令和９年　１２月 | 26 | 15 | 3,439 |
| 令和１０年　１月 | 26 | 24 | 3,931 |
| 令和１０年　２月 | 26 | 25 | 3,406 |
| 令和１０年　３月 | 26 | 26 | 3,182 |
| | | 合計 | 44,990 |
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱３８３ケ１１２号柱から小林公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と小林公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 | | |
| 計量地点 | 小林公共職業安定所の構内１号柱 | | |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 | | |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ | | |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

別紙２

令和　　年　　月　　日

# 特 定 電 源 割 当 証 明 書

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年度〇半期に以下のとおり〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１．お客様情報

お客様番号　　〇〇〇〇〇

需要施設名　　〇〇〇〇〇

需要施設住所　　〇〇県〇〇市

契約電力　　〇〇kW

２．供給期間

令和〇年〇月〇日　　～　　令和〇年〇月〇日

３．再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は【仕様書別紙３】のとおり）

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 再エネ由来電力量(kWh)【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 総供給電力量(kWh)【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率(%)【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

別紙３

## 再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１.再エネ電気

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 割当電力量（kWh） |
|---|---|---|---|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 水力 | 〇〇 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 合計（kWh） | 0 |

２.証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 環境価値移転量（kWh） | 発電期間 | 証書番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 太陽光 | 〇〇 | 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 | 〇〇 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合計（kWh） | | | |

| | |
|---|---|
| 総計（kWh） | |

# 契　約　書（案）

支出負担行為担当官　宮崎労働局総務部長　小森　康正（以下「甲」という。）と支出負担行為担当官　宮崎地方法務局長　○○　○○（以下「乙」という。）（甲及び乙を以下「甲等」という。）と○○○○　○○○○（以下「丙」という。）との間に次のとおり令和９年度　宮崎労働局管理９官署で使用する電力供給契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　丙は、別添「仕様書」に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第２条　契約単価は別表「単価表」のとおりとし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費調整単価（上限なし）を乗じて得た額及び再生可能エネルギー促進賦課金を加算する。

２　当該地域を管轄する旧一般電気事業者の料金改定及び燃料費調整単価の改定があった場合については、契約単価及び燃料費調整単価を甲等、丙協議の上決定する。

（需要場所及び期間）

第３条　丙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

期　　間　令和９年４月１日０時から令和１０年３月 31 日 24 時までとする。

需要場所　別添「需要場所一覧①～⑨」のとおり

（契約保証金）

第４条　甲等は、この契約の保証金を免除する。

（使用電力量の増減）

第５条　本契約に定める使用予定電力は 558,131ｋＷｈとする。甲等の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の増減）

第６条　供給開始後の契約電力は、その１月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（検査）

第７条　丙は、毎月の使用電力量の算定が完了したときは、その旨を甲等に通知しなければならない。

２　甲等は通知を受けた日から 10 日以内に検査を完了し、疑義が生じた場合は丙に通知することとする。

３　検査のために必要な人員及び費用は、すべて丙の負担とする。

（電気料金の算定）

第８条　電気料金の算定は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとする。

（料金の請求及び支払）

第９条　丙は、第７条に定めた検査終了後、第２条の規定に基づき支払い請求書を作成（円未満の端数は切り捨て）し、対価の支払いを第８条に基づき甲等に請求するものとする。

２　甲等は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

３　甲等が、自己の責に帰すべき事由により、第２項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として丙に支払うものとする。

（損害賠償）

第 10 条　丙は、自己の責に帰すべき事由により甲等に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲等が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

２　丙は、本契約の履行に着手後、第 15 条第 1 項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲等の意思表示があった日から 10 日以内に、甲等にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲等は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

（事情変更）

第 11 条　甲等、丙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲等、丙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲等、丙協議の上、書面により定めるものとする。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金）

第 12 条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第 13 条　丙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　丙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、丙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、丙が甲等に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又

は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知を行う場合には、甲等は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、丙又は丙から債権を譲り受けた者（以下「丁」という。）が民法第 467 条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合には、甲等は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

（１）甲等は、丙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）丁は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）甲等は、丙による債権譲渡後も、丙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら丙と丁の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて丙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲等が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の２の規定に基づき、甲等が同令第 40 条第３項に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（遅滞料）

第 14 条　遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年３．０パーセントの割合で計算した額とする。

（契約の解除）

第 15 条　甲等は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲等は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に丙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第３号から第５号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（１）第７条第２項の検査に合格しないとき。

（２）丙の都合により、丙が甲等に対して本契約の解除を請求し、甲等がそれを承認したとき。

（３）　丙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（４）甲等が行う現品の検査又は納入に際し、丙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（５）丙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると認めたとき。

（６）第 26 条の規定に違反したとき。

３　甲等は、丙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　甲等による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲等又は丙

の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（解除に係る違約金）

第16条　丙は、前条の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として当該月の使用電力量を契約金額で積算した総額の100分の10に相当する金額を甲等に納入すること。又、甲等に損害を及ぼしたときは、丙は、甲等が算定する損害額を賠償しなければならない。

2　甲等は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が、丙が供給を受ける旧一般電気事業者の発電所の全部又は一部の出力の減少若しくは停止又は稼働できないとき、天災地変その他正当な事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第17条　甲等は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）丙又は丙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

（3）競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

（4）丙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（5）第３項の規定による報告を行わなかったとき。

2　丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲等に提出しなければならない。

3　丙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条　丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲等が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲等の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する金額を甲等が指定する期日までに支払わなけ

ればならない。

（１）公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）丙又は丙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第 19 条　丙が第 16 条及び第 18 条に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 20 条　甲等は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告をせず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 21 条　甲等は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第22条　丙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　丙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第23条　丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲等は、丙が下請負人等が契約解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して、当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第24条　甲等は、第15条、第17条、第20条、第21条、第23条及び第29条の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　丙は、甲等が第15条、第17条、第20条、第21条、第23条及び第29条の規定により本契約を解除した場合において、甲等に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第25条　丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保持）
第26条　丙は、この契約の締結及び履行により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。この契

約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（費用負担）

第27条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、丙の負担とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第28条　丙は、丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲等に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第29条　甲等は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、丙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（2）丙が本契約締結以前に甲等に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（3）丙が、丙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第30条　前条の規定により甲等が契約を解除した場合、丙は、違約金として、甲等の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

2　丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3　第１項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（危険負担）

第31条　天災その他不可抗力又は甲等丙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、丙は当該契約を履行する義務を免れ、甲等は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（業務が契約の内容に適合しない場合の措置）

第32条　甲等は、第7条に規定する検査に丙が合格した後において、当該業務の内容が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を丙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、丙はこれに応じなければならない。なお、甲等は、丙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（1）甲等の選択に従い 、甲等の指定した期限内に、丙の責任と費用負担により、不足分の引渡しを行うこと

（2）直ちに代金の減額を行うこと

2　甲等は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、丙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3　丙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

（紛争等の解決方法）

第33条　本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、丙の電気需給約款（高圧・特別高圧）をもとに協議を行うものとする。

2　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（賃金・物価変動に伴う契約変更の申し入れ）

第34条　甲等又は丙から日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他事由に係る価格交渉についての申出があった場合、遅滞なく協議を行うものとする。この際、甲等は協議を経ることなく申出を拒否することや、申出があったことをもって、丙に対し不利益となる取扱いは行わないものとする。

2　協議に当たっては、甲等は丙から価格交渉の根拠となる見積書等の資料を徴するなどにより価格転嫁が妥当な水準でなされていることを確認の上、必要な対応を行うものとする。

（存続条項）

第35条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第10条、第15条、第18条、第19条、第22条、第24条、第26条、第30条、第32条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として、本証書２通を作成し、甲等と丙が記名捺印の上、甲及び丙が各１通を保有するものとする。

令和９年〇月〇日

甲　　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番２２号
支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　　小森　康正

乙　　宮崎県宮崎市別府町１番１号
支出負担行為担当官
宮崎地方法務局長　　〇〇　〇〇

丙　　〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇　　〇〇　〇〇

別表

# 契約単価

（円/kW,円/kWh）

| | 施設名 | 基本料金単価（ｋｗ） | 従量料金単価（kWh）<br>夏季月(7～9月) | 従量料金単価(kWh)<br>（その他季月） | 再エネ使用電力量<br>料金単価(kWh) |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 宮崎労働基準監督署 | | | | |
| 2 | 延岡労働総合庁舎 | | | | |
| 3 | 日南労働基準監督署 | | | | |
| 4 | 宮崎公共職業安定所 | | | | |
| 5 | ハローワークプラザ宮崎 | | | | |
| 6 | 日向公共職業安定所 | | | | |
| 7 | 日南公共職業安定所 | | | | |
| 8 | 高鍋合同庁舎 | | | | |
| 9 | 小林公共職業安定所 | | | | |

# 仕　様　書

１　概要

（１）件名　　令和９年度　宮崎労働局管理９官署で使用する電力供給契約

（２）需要場所　　「別紙１－１～別紙１－９」のとおり

（３）業種及び用途　　官公署（事業所）

２　仕様

（１）供給電気方式等

ア　供給電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）　　６，０００ボルト

ウ　計量電圧（標準電圧）　　６，０００ボルト

エ　標準周波数　　６０ヘルツ

オ　受電方式　　１回線受電

カ　蓄熱式負荷設備の有無　　無

キ　太陽光発電設備

延岡労働総合庁舎

【容量】　　１０ｋＷ

【型式等】　　パナソニック　ＶＢＰＣＴＡＯＨ

【始働日】　　令和４年４月２９日

（２）供給電気の種類等

ア　「RE100TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en

イ　契約業者は供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を半期に一度、書面で提出することとする。様式は任意とするが、参考様式を「別紙２」、「別紙３」に掲載する。

（３）予定契約電力、予定使用電力量

ア　予定契約電力　　各官署の予定契約電力は、「別紙１－１～別紙１－９」のとおり。

過去１年間の各月の１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　予定使用電力量　　各官署の予定使用電力量は、「別紙１－１～別紙１－９」のとおり。
月別予定使用電力量は、過去１年間の使用実績に基づくものであり、増減があることを了承すること。

（４）契約期間
自　令和９年４月１日０時　　至　令和１０年３月３１日２４時

（５）電力量等の検針
ア　自動検針装置　　有
イ　電力会社の検針方法　　遠隔自動検針
ウ　電力量計構成　　電力需給用複合計器（通信機能付き）

（６）需給地点、計量地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点
「別紙１－１～別紙１－９」のとおり

（７）その他
ア　力率は、自動力率調整装置（延岡労働総合庁舎については、固定力率調整装置）を設置しているため１００％を保持する予定。
イ　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
ウ　当該契約期間内において、予定使用電力量が大幅に変動するような契約施設の拡張及び設備の更新予定はない。
エ　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は１００％とし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
オ　料金その他を計算する場合の単位及びその他の端数処理は次のとおりとする。
（ア）契約電力及び最大需要電力の単位は、１ｋＷとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
（イ）使用電力量の単位は、１ｋＷｈとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
（ウ）力率の単位は、１％とし、その端数は、少数点以下第１位で四捨五入する。
（エ）料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
（オ）消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
カ　その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議を行う。

３　請求及び代金の支払いについて

（１）宮崎労働基準監督署の請求書については、当局からの依頼に基づき、宮崎労働基準監督署と宮崎労働基準監督署２階西側倉庫との書き分けを行うこと。
（２）高鍋合同庁舎の請求書については、当局からの依頼に基づき、高鍋公共職業安定所、宮崎地方法務局高鍋出張所、収入印紙類売捌き所の書き分けを行うこと。
（３）当方の検査職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
（４）請求書の宛名は、宮崎労働局分は「官署支出官　宮崎労働局長」、宮崎地方法務局分は「官署支出官　宮崎地方法務局長」とすること。
（５）当方の支払いは、適法な請求書を受理後、３０日以内に指定された金融機関に振り込むものとする。
（６）代金の請求（請求書の提出）は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとし、遅滞なく下記８の担当部署に行うこと。
（７）仕様書に則って、請求書を提出すること。その際、当局から指示があった場合は、品質保証を客観的に証明する資料を併せて提出すること。

４　検査

検査の結果不合格が生じた場合、受託者は直ちに必要な措置を講じること。

５　問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について速やかに報告すること。

【宮崎労働局 総務部 総務課　会計第一係　電話番号：0985-38-8820】

６　アフターケア

障害発生時は、窓口を一本化して誠意をもって対応すること。

７　その他の注意点

（１）契約締結に当たっては、宮崎労働局、宮崎地方法務局との連名契約となることを了承すること。
（２）本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
（３）落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し出ることはできない。

８　本件担当及び請求書提出先

〒８８０－０８０５　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係　谷川
電話（０９８５）３８－８８２０

# 需　要　場　所　一　覧　①

| 需要場所 | 宮崎労働基準監督署 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県宮崎市丸島町１－１５ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 95 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 25 | 18 | 2,010 |
| 令和９年　５月 | 25 | 8 | 2,258 |
| 令和９年　６月 | 25 | 18 | 2,661 |
| 令和９年　７月 | 25 | 16 | 4,500 |
| 令和９年　８月 | 25 | 23 | 3,911 |
| 令和９年　９月 | 25 | 23 | 3,663 |
| 令和９年　１０月 | 25 | 23 | 2,837 |
| 令和９年　１１月 | 25 | 19 | 1,916 |
| 令和９年　１２月 | 25 | 8 | 2,653 |
| 令和１０年　１月 | 25 | 19 | 3,243 |
| 令和１０年　２月 | 25 | 23 | 2,693 |
| 令和１０年　３月 | 25 | 25 | 2,400 |
| | | 合計 | 34,745 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱５４３キ１９１号柱から宮崎労働基準監督署の構内１号柱に引込んだ引込線と宮崎労働基準監督署の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 宮崎労働基準監督署の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　②

| 需要場所 | 延岡労働総合庁舎 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県延岡市大貫町1-2885-1 | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 300 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 56 | 32 | 5,017 |
| 令和９年　５月 | 56 | 25 | 5,840 |
| 令和９年　６月 | 56 | 29 | 7,244 |
| 令和９年　７月 | 56 | 32 | 10,741 |
| 令和９年　８月 | 56 | 47 | 10,099 |
| 令和９年　９月 | 56 | 52 | 9,515 |
| 令和９年　１０月 | 56 | 53 | 7,114 |
| 令和９年　１１月 | 56 | 37 | 4,577 |
| 令和９年　１２月 | 56 | 24 | 6,288 |
| 令和１０年　１月 | 56 | 35 | 7,062 |
| 令和１０年　２月 | 56 | 56 | 6,338 |
| 令和１０年　３月 | 56 | 56 | 6,075 |
| | | 合計 | 85,910 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱４０１タ３６１号柱から延岡労働総合庁舎の構内１号柱に引込んだ引込線と延岡労働総合庁舎の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 延岡労働総合庁舎の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　　③

| 需要場所 | 日南労働基準監督署<br>宮崎県日南市戸高１丁目３－１７ | | |
|---|---|---|---|
| 受電設備容量<br>（ｋＶＡ） | 100 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 17 | 5 | 1,165 |
| 令和９年　５月 | 17 | 5 | 1,168 |
| 令和９年　６月 | 17 | 5 | 1,688 |
| 令和９年　７月 | 17 | 8 | 2,934 |
| 令和９年　８月 | 17 | 17 | 2,060 |
| 令和９年　９月 | 17 | 13 | 2,033 |
| 令和９年　１０月 | 17 | 16 | 1,806 |
| 令和９年　１１月 | 17 | 8 | 1,201 |
| 令和９年　１２月 | 17 | 5 | 1,378 |
| 令和１０年　１月 | 17 | 13 | 1,442 |
| 令和１０年　２月 | 17 | 11 | 1,291 |
| 令和１０年　３月 | 17 | 12 | 1,144 |
| 予定契約電力<br>（ｋＷ） | 17 | 118 | 19,310 |
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱０５９カ３５２号柱から日南労働基準監督署の構内１号柱に引込んだ引込線と日南労働基準監督署の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 | | |
| 計量地点 | 日南労働基準監督署の構内１号柱 | | |
| 電気工作物の<br>財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 | | |
| 保安上の<br>責任分界点 | 需給地点に同じ | | |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　④

| 需要場所 | 宮崎公共職業安定所 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県宮崎市柳丸町１３１ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 175 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 71 | 31 | 7,857 |
| 令和９年　５月 | 71 | 36 | 8,437 |
| 令和９年　６月 | 71 | 46 | 9,322 |
| 令和９年　７月 | 71 | 46 | 14,355 |
| 令和９年　８月 | 71 | 68 | 14,366 |
| 令和９年　９月 | 71 | 71 | 13,751 |
| 令和９年　１０月 | 71 | 70 | 10,873 |
| 令和９年　１１月 | 71 | 61 | 6,738 |
| 令和９年　１２月 | 71 | 28 | 7,586 |
| 令和１０年　１月 | 71 | 38 | 8,954 |
| 令和１０年　２月 | 71 | 65 | 7,965 |
| 令和１０年　３月 | 71 | 62 | 7,745 |
| | | 合計 | 117,949 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱５４３ウ６６１号柱から宮崎公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と宮崎公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 宮崎公共職業安定所の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑤

| 需要場所 | ハローワークプラザ宮崎 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県宮崎市大塚台西１丁目１－３９ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 350 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷｈ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 72 | 49 | 6,782 |
| 令和９年　５月 | 72 | 35 | 7,254 |
| 令和９年　６月 | 72 | 43 | 7,709 |
| 令和９年　７月 | 72 | 47 | 13,121 |
| 令和９年　８月 | 72 | 53 | 11,353 |
| 令和９年　９月 | 72 | 59 | 9,859 |
| 令和９年　１０月 | 72 | 55 | 7,993 |
| 令和９年　１１月 | 72 | 43 | 6,550 |
| 令和９年　１２月 | 72 | 58 | 8,717 |
| 令和１０年　１月 | 72 | 52 | 9,719 |
| 令和１０年　２月 | 72 | 65 | 8,290 |
| 令和１０年　３月 | 72 | 72 | 7,496 |
| | | 合計 | 104,843 |

| | |
|---|---|
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱５４１ク０２１号柱からハローワークプラザ宮崎の構内１号柱に引込んだ引込線とハローワークプラザ宮崎の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
| 計量地点 | ハローワークプラザ宮崎の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑥

| 需要場所 | 日向公共職業安定所 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県日向市北町２丁目１１ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 80 | | |
| 使用月 | 契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 28 | 18 | 2,108 |
| 令和９年　５月 | 28 | 14 | 3,205 |
| 令和９年　６月 | 28 | 19 | 3,809 |
| 令和９年　７月 | 28 | 20 | 5,146 |
| 令和９年　８月 | 28 | 28 | 4,945 |
| 令和９年　９月 | 28 | 27 | 4,676 |
| 令和９年　１０月 | 28 | 27 | 3,596 |
| 令和９年　１１月 | 28 | 23 | 1,969 |
| 令和９年　１２月 | 28 | 15 | 2,569 |
| 令和１０年　１月 | 28 | 24 | 3,141 |
| 令和１０年　２月 | 28 | 27 | 2,716 |
| 令和１０年　３月 | 28 | 28 | 2,362 |
| | | 合計 | 40,242 |

| | |
|---|---|
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱６８０ケ２４１号柱から日向公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と日向公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
| 計量地点 | 日向公共職業安定所の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑦

| 需要場所 | 日南公共職業安定所 | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県日南市吾田西１丁目７－２３ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 100 | | |
| 使用月 | 契約電力（ｋＷ） | 需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 21 | 9 | 2,311 |
| 令和９年　５月 | 21 | 8 | 2,408 |
| 令和９年　６月 | 21 | 11 | 2,625 |
| 令和９年　７月 | 21 | 11 | 3,796 |
| 令和９年　８月 | 21 | 17 | 3,619 |
| 令和９年　９月 | 21 | 19 | 3,470 |
| 令和９年　１０月 | 21 | 21 | 2,923 |
| 令和９年　１１月 | 21 | 14 | 2,295 |
| 令和９年　１２月 | 21 | 11 | 2,902 |
| 令和１０年　１月 | 21 | 14 | 3,026 |
| 令和１０年　２月 | 21 | 16 | 2,411 |
| 令和１０年　３月 | 21 | 16 | 2,365 |
| | | 合計 | 34,151 |

| | |
|---|---|
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱０３６～８９１号柱から日南公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と日南公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
| 計量地点 | 日南公共職業安定所の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑧

| 需要場所 | 高鍋合同庁舎（高鍋公共職業安定所・宮崎地方法務局高鍋出張所） | | |
|---|---|---|---|
| | 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字高月８３４０ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 130 | | |
| 使用月 | 契約電力（ｋＷ） | 需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 50 | 33 | 3,925 |
| 令和９年　５月 | 50 | 22 | 4,494 |
| 令和９年　６月 | 50 | 34 | 5,794 |
| 令和９年　７月 | 50 | 37 | 10,053 |
| 令和９年　８月 | 50 | 50 | 9,341 |
| 令和９年　９月 | 50 | 49 | 9,442 |
| 令和９年　１０月 | 50 | 50 | 6,489 |
| 令和９年　１１月 | 50 | 41 | 3,640 |
| 令和９年　１２月 | 50 | 19 | 5,485 |
| 令和１０年　１月 | 50 | 46 | 6,862 |
| 令和１０年　２月 | 50 | 48 | 5,635 |
| 令和１０年　３月 | 50 | 49 | 4,831 |
| | | 合計 | 75,991 |

| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱１０５テ７３２号柱から高鍋合同庁舎の構内１号柱に引込んだ引込線と高鍋合同庁舎の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 |
|---|---|
| 計量地点 | 高鍋合同庁舎の構内１号柱 |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

# 需　要　場　所　一　覧　⑨

| | | | |
|---|---|---|---|
| 需要場所 | 小林公共職業安定所 | | |
| | 宮崎県小林市大字細野３６７－５ | | |
| 受電設備容量（ｋＶＡ） | 80 | | |
| 使用月 | 予定契約電力（ｋＷ） | 最大需要電力（ｋＷ） | 予定使用電力量（ｋＷｈ） |
| 令和９年　４月 | 26 | 22 | 2,682 |
| 令和９年　５月 | 26 | 11 | 3,125 |
| 令和９年　６月 | 26 | 18 | 3,403 |
| 令和９年　７月 | 26 | 15 | 5,501 |
| 令和９年　８月 | 26 | 26 | 5,061 |
| 令和９年　９月 | 26 | 26 | 4,774 |
| 令和９年　１０月 | 26 | 26 | 3,811 |
| 令和９年　１１月 | 26 | 22 | 2,675 |
| 令和９年　１２月 | 26 | 15 | 3,439 |
| 令和１０年　１月 | 26 | 24 | 3,931 |
| 令和１０年　２月 | 26 | 25 | 3,406 |
| 令和１０年　３月 | 26 | 26 | 3,182 |
| | | 合計 | 44,990 |
| 需給地点 | 九州地区の一般電気事業者の電柱３８３ケ１１２号柱から小林公共職業安定所の構内１号柱に引込んだ引込線と小林公共職業安定所の構内１号柱上に設置した気中開閉器の電源側端子との接続点 | | |
| 計量地点 | 小林公共職業安定所の構内１号柱 | | |
| 電気工作物の財産分界点 | 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した電力量計および付属装置は九州地区の一般電気事業者の所有。 | | |
| 保安上の責任分界点 | 需給地点に同じ | | |

※算出上の各月の力率は１００％とみなす。
※使用電力等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

別紙２

令和　　年　　月　　日

# 特 定 電 源 割 当 証 明 書

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年度〇半期に以下のとおり〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１．お客様情報

お客様番号　　〇〇〇〇〇

需要施設名　　〇〇〇〇〇

需要施設住所　　〇〇県〇〇市

契約電力　　〇〇kW

２．供給期間

令和〇年〇月〇日　　～　　令和〇年〇月〇日

３．再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は【仕様書別紙３】のとおり）

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 再エネ由来電力量(kWh)【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 総供給電力量(kWh)【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率(%)【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

別紙３

## 再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１.再エネ電気

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 割当電力量（kWh） |
|---|---|---|---|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 水力 | 〇〇 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 合計（kWh） | 0 |

２.証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 環境価値移転量（kWh） | 発電期間 | 証書番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 〇〇発電所 | 〇〇県〇〇市〇〇 | 太陽光 | 〇〇 | 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 | 〇〇 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合計（kWh） | | | |

| | |
|---|---|
| 総計（kWh） | |